

国民健康保険高額療養費制度の自己負担限度額の変更について

国民健康保険の高額療養費制度はひと月に支払った医療費が高額になり、世帯の所得に応じた自己負担限度額を超えた分を払い戻す制度です。

平成29年8月から70歳以上の皆さまの自己負担限度額が段階的に変更となります。

平成29年7月まで

所得区分		外来（個人ごと）	入院・世帯単位
現役並み所得者		44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数回該当：44,400円)
一般		12,000円	44,400円
低所得	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

平成29年8月から平成30年7月まで

所得区分		外来（個人ごと）	入院・世帯単位
現役並み所得者		57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数回該当：44,400円)
一般		14,000円【年間上限14.4万円】	57,600円 (多数回該当：44,400円)
低所得	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

平成30年8月から

所得区分		外来（個人ごと）	入院・世帯単位
課税所得	690万以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	(多数回該当：140,100円)
課税所得	380万円以上690万円未満	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	(多数回該当：93,000円)
課税所得	145万円以上380万円未満	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	(多数回該当：44,400円)
一般		18,000円【年間上限14.4万円】	57,600円 (多数回該当：44,400円)
低所得	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

※多数回該当とは、過去12か月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目から適用される自己負担限度額です。

●お問合せ先 町民課 環境保健係まで 電話 0267-88-8407 有線 2311

肝炎ウイルス検診のご案内

環境保健係

肝炎を早期に発見し症状の軽減や進行を遅らせることを目的として肝炎ウイルス検診を実施しています。

肝炎ウイルスの感染を早期発見し・早期治療を行うために、一生に一度は肝炎ウイルス検診を受けましょう。

対象者 40歳以上の町民

過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない方が対象となります。

過去に肝炎検査を受けたことのある方、現在治療中の方は、この検診を受ける必要はありません。

検診内容 血液検査（B型肝炎ウイルス抗原・C型肝炎ウイルス抗体の検査）

受診方法 申し込みは不要。検診会場に直接お出かけください。

持ち物：検診料500円（今年度40歳になる方は、無料）

実施日・場所：7月3日 総合観光センター

7月4～10日・8月1日～8日（土日を除く） 老人福祉センター

受付時間：午後2時30分～3時 *特定健診との混雑を避けるため、受付時間を区切っています。

*特定健診を受ける方は、特定健診の受付時間に従ってください。

※検査結果は、およそ1ヶ月～1ヵ月半後に郵送でお知らせします。

●お問合せ先 役場環境保健係 電話 0267-88-8407 有線 2311

